

(第 2 号)

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 6 号	専決処分の報告について（御殿場市営住宅家賃等の請求に関する訴えの提起について）	1

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 10 月 8 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 16 号

御殿場市営住宅家賃等の請求に関する訴えの提起について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 3 日

御殿場市長 勝 又 正 美

市営住宅家賃等の滞納者について、支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされたもの。

1 相手方

(1) 主債務者

住所 【略】

氏名 【略】

(2) 日常家事の連帯債務者（配偶者）

住所 【略】

氏名 【略】

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、御殿場市に対して、連帯して金2, 542, 900円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の遂行方針及び取扱い

- (1) 訴えを続ける必要がなくなった場合は、訴えを取り下げる。
- (2) 相手方から和解の申入れがあり、履行が見込まれる場合は和解する。
- (3) 判決の結果必要と認めたときは、控訴、上告する。

